

事業分野別指針及び 経営力向上計画に関する業務

経済産業省

中小企業庁事業環境部企画課

重点番号34: 中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定
及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲(経済産業省)

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。
- また、制度開始5年経過後も未だに**事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在**することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、**本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができる**と考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、**事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的である**と認識している。
- 権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけられるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。
- 経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

関西広域連合からの提案に対する考え方

1. 「最新かつ最良」の指針とするために全国大で作成することが必要

- ① 事業分野別指針については、国会の附帯決議において、「最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされており、そのためには一部の地域のみに実情に応じた経営力向上の在り方を示すだけでは「最新かつ最良」といえず、全国大での実情を踏まえた情報とする必要があるため、国自身で引き続き作成・提供する必要がある。

2. 一部地域で指針を作成する場合、事業者にとって地域間の不公平が生じる

- ① 事業分野別指針は経営力向上計画の認定基準となり、当該認定に対しては、国による一律の支援策（税制・金融措置等）を講じているところ。
- ② 仮に、一部地域が当該地域に限った指針を作成する場合、支援策は他の地域を含めて共通であるにもかかわらず認定基準が異なることとなるため、認定を受けた又は受けようとする事業者にとって地域間の不公平が生じることとなる。

3. 地域限定の事業分野別指針を作成する場合に、踏まえるべき地域特性が想定されない

- ① 関西広域連合が念頭に置かれているIT分野（情報サービス業）については、地域に依らないサービスの提供・享受が期待される分野であり、そうした特性を活かして営業・販売等の事業活動を行うことが期待される。
- ② このような実情を踏まえると、地域を限定して指針を作成することを想定した場合に、考慮すべき地域特性が想定されない。

関西広域連合からの提案に対する考え方②

4. 自治体と連携した事業分野別指針に関する検討

- ① 事業分野別指針の策定については、法第16条第1項において「主務大臣は、（中略）**経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野にかかる経営力向上に関する指針を定めることができる**」とされている。
- ② このため、現時点で指針を作成していない事業分野であって、**経営力向上が必要と考えられる事業分野**については、関西広域連合を始め、自治体の意見をお聞きしながら、**指針の策定について検討をしていくこと**としたい。

5. 執行事務負担

- ① 現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、**令和3年3月末時点で120,131件を新規認定**。関西広域連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、**毎月440件以上のペースでの新規認定**。また、これ以外に、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。
- ② 仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、**これに対応するための十分な体制を構築していただく必要**がある。
- ③ さらには、**経営力向上計画の申請・認定についてはオンライン**で進めており、特に経産省所管事業分野については、2022年度に100%オンライン化する目標。計画認定に関する権限を委譲する場合、このような**システムへの対応も必要**となる。

参考

事業分野別指針の策定

- 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。
- 指針の策定にあたっては、**個別の事業分野に知見のある者（主に各業界団体）から意見を聴きつつ**、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

【中小企業等経営強化法（抜粋）】

（事業分野別指針）

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ロ及びハ（4）から（6）までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 **主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。**

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【事業分野別指針（21分野）と所管省庁】

製造、卸・小売、石油卸・燃料小売、学習塾	経産省
旅館 貨物自動車運送 船舶 自動車整備 建設、不動産、旅客自動車運送事業	国交省
外食・中食、旅館(再)、医療、介護、保育、 障害福祉、職業紹介事業・労働者派遣事業	厚労省
外食・中食(再)、農業	農水省
CATV、電気通信、地上基幹放送	総務省

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

計画認定の件数

○平成28年7月1日～令和3年3月末（約4年9ヶ月）で、120,131件を新規認定。

○うち、貴連合構成府県においては、合計25,292件。

←月440件以上のペースで認定。（ただし、計画変更に関する審査も別途必要）

■新規申請

	H28年度 (H28.7～)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
全国	18,260	33,976	32,432	18,639	16,824	120,131
関西広域連合構成府県	3,908	7,116	6,703	4,132	3,433	25,292
割合	21%	21%	21%	22%	20%	21%

37

■変更申請（※累計値）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
全国	1,024	12,667	26,576	23,693	20,129	84,089
関西広域連合構成府県	192	2,948	5,913	5,523	4,454	19,030
割合	19%	23%	22%	23%	22%	23%

■新規申請＋変更申請

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
全国	19,284	46,643	59,008	42,332	36,953	204,220
関西広域連合厚生府県	4,100	10,064	12,616	9,655	7,887	44,322
割合	21%	22%	21%	23%	21%	22%

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 に対する附帯決議（抜粋）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 衆議院経済産業省委員会 平成28年5月20日（抜粋）

- 一 事業分野別指針については、中小企業を取り巻く経営環境が時々刻々と変化することに鑑み、関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたP D C Aサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資する最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めること。

38

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 参議院経済産業省委員会 平成28年4月14日（抜粋）

- 一 事業分野別指針の策定に当たっては、関係省庁が効果的な連携をして、事業者団体や事業者組合等の協力を得ながら、優良事例を収集し、経営の強化の方向性を分かりやすく示すとともに、P D C Aサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資するよう努めること。また、事業分野別指針が策定されていない事業分野の事業者については、基本方針に基づいて、経営力向上計画を申請し、認定を受けることが可能であることを周知徹底すること。

経営力向上計画申請の電子申請について

- 令和2年4月より、経営力向上計画申請プラットフォームにて経済産業省他（※）で電子申請対応を開始。
※経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省（令和2年10月より）、環境省及び文部科学省
- 経済産業省単管の案件については、**2022年4月より完全電子化へ移行予定。**

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

23. 中小企業等経営強化法に基づく申請の利便性向上（◎経済産業省）

39

中小企業等経営強化法に基づく申請手続については、**2020年度（令和2年度）からオンラインによる申請を可能とした。** 今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へと繋げるため、以下の取組を行う。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、押印の不要化やエラーチェックなどの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案に繋げる。

KPI：オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2022年度（令和4年度）：100%）

ただし、所管省庁の調整が必要な申請は除く。